

(7) 貨物利用運送事業者数の推移

第一種貨物利用運送事業

年度	運送機関					計
	外航	内航	航空	鉄道	自動車	
24	2	34	0	12	1,334	1,382
25	2	34	0	12	1,363	1,411
26	2	37	0	11	1,389	1,411
27	2	38	0	11	1,406	1,457
28	1	39	0	11	1,434	1,485

第二種貨物利用運送事業

年度	運送機関				計
	外航	内航	航空	鉄道	
24	1	19	3	92	115
25	1	19	3	93	116
26	1	19	3	92	115
27	1	20	3	94	118
28	1	21	3	93	118

- (注)
1. 第一種貨物利用運送事業の「自動車」については、平成15年4月1日法改正により、実利兼業事業者が法律上除かれた。
 2. 貨物利用運送事業とは、運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業をいう。
 3. 第一種貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であって第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。
 4. 第二種貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で集荷・幹線輸送・配達までの一貫運送。戸口から戸口までの一貫運送サービスを提供する事業をいう。